



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2021年
No.8
事例1

疑義照会・処方医への情報提供

名称類似薬の処方間違い



事例

【事例の詳細】

糖尿病治療のために通院している60歳代の患者に、定期処方の糖尿病治療薬とともにテネリア錠20mg 1回1錠1日3回が処方された。テネリア錠20mgの用法・用量は1回20mg 1日1回であることから、医療機関の薬剤部を通して疑義照会を行ったところ、テネリア錠20mg 1回1錠1日1回朝食後へ用法・用量を変更すると回答があった。薬剤を交付する際、患者から、肩こりがあるため薬剤の処方を希望していたことを聴取した。患者の症状から処方薬はテルネリン錠1mgの可能性があると考え、再度、疑義照会を行った結果、テルネリン錠1mg 1回1錠1日3回へ変更になった。

【推定される要因】

医師が処方する際、名称が類似した薬剤を間違えて入力したと推測される。また、疑義照会に関する問い合わせを受けた医療機関の薬剤師は、他にも糖尿病治療薬が処方されていたため、テネリア錠20mgの用法・用量間違いであると思ひ込み、処方医へ問い合わせを行った可能性がある。

【薬局での取り組み】

患者から聴取した情報と処方内容に齟齬がないかを確認する。



その他の情報

販売名	テネリア錠20mg/40mg	テルネリン錠1mg
有効成分	テネリグリブチン臭化水素酸塩水和物	チザニジン塩酸塩
薬効分類名	選択的DPP-4阻害剤 -2型糖尿病治療剤-	筋緊張緩和剤
通常の用法および用量	テネリグリブチンとして20mgを1日1回	筋緊張状態の改善の場合チザニジンとして3mg(3錠)を1日3回に分ける



事例のポイント

- 2021年6月に製薬企業から「テネリア®とテルネリン®販売名類似による取り違い注意のお願い」が発信された。
<https://www.pmda.go.jp/files/000240340.pdf>
- 糖尿病治療薬のテネリア錠20mg/40mgはハイリスク薬であり、誤った使用により患者に重大な健康被害を引き起こす恐れがあるため、調剤を行う際は特に注意が必要である。処方された薬剤の用法・用量の確認だけでなく、患者の薬剤服用歴や現病歴・既往歴、その他必要に応じて聴取した情報等をもとに処方の妥当性を検討することが重要である。
- 本事例では疑義照会を2回行っているが、処方内容に疑問が生じた際に、患者から診察時の医師とのやり取りなどの必要な情報を収集し薬学的知見に基づき考察していたら、1回の疑義照会で適切な回答を得られた可能性がある。調剤では、処方箋を受け付けた際に患者から症状や薬学的考察に必要な情報を収集し、そのうえで処方監査を行うことが重要である。この一連の流れを業務手順に定め、1つ1つの手順の意義を理解したうえで遵守することは必須である。
- 本事業には、調剤時にテネリア錠20mgとテルネリン錠1mgを取り違えたヒヤリ・ハット事例も報告されており、調剤する際の薬剤取り違いにも注意が必要である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



疑義照会・処方医への情報提供

規格による効能・効果や併用禁忌の違い



事例

【事例の詳細】

レルベア200エリプタ30吸入用を使用中の70歳代の女性患者にミニリンメルトOD錠25 μ gが処方され、薬剤を交付した。その後、薬剤を交付した薬剤師は薬剤服用歴を確認した際に添付文書を見て、ミニリンメルトOD錠25 μ gの効能又は効果が男性における夜間多尿による夜間頻尿であること、レルベア200エリプタ30吸入用との併用が禁忌であることに気づき、疑義照会を行うべきであったことが分かった。

【推定される要因】

同成分のミニリンメルトOD錠60 μ g/120 μ g/240 μ gの添付文書には、効能又は効果に男性の記載はなく、併用禁忌となる薬剤の記載もない。ミニリンメルトOD錠25 μ gも同様であるとの思い込みがあった。知識不足と確認不足であった。

【薬局での取り組み】

添付文書で適応症や禁忌などの確認を確実に行う。



その他の情報

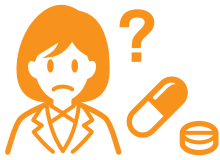
販売名	ミニリンメルトOD錠		
	25 μ g/50 μ g	60 μ g	120 μ g/240 μ g
販売開始	2019年9月	2013年3月	2012年5月
効能又は効果	男性における夜間多尿による夜間頻尿	中枢性尿崩症	中枢性尿崩症、尿浸透圧あるいは尿比重の低下に伴う夜尿症
併用禁忌	チアジド系利尿剤、チアジド系類似剤、ループ利尿剤、副腎皮質ステロイド剤(注射剤、経口剤、吸入剤、注腸剤、坐剤)	-	-



事例のポイント

- ミニリンメルトOD錠は2019年9月に25 μ gと50 μ gの製剤が販売開始され、5規格から選択し処方することが可能となったが、規格により効能・効果や併用禁忌の有無が異なるため、違いを正しく把握したうえで処方監査を行い、薬剤を交付する必要がある。
- 規格により添付文書の記載事項が異なる薬剤を採用する際は、薬剤に関する情報を薬局内で周知し、薬剤の一覧表の作成や薬品棚に相違点などを表示して注意喚起するなどの工夫が必要である。
- 本事例は、疑義照会を行うべきところ行わなかった事例として報告された。事例の詳細には、疑義照会を行うべきであったことに気付いた後に行った対応の記載がなかった。報告された事例は本事業のホームページで公開され、医療安全対策に活かされる情報となることから、疑義照会を行うべきであったことに気付いた後の対応も併せて報告いただければ幸いです。





薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2021年
No.8
事例3

疑義照会・処方医への情報提供

同成分の一般用医薬品との重複



事例

【事例の詳細】

60歳代の患者に、継続してロキソプロフェン錠60mg 1回1錠1日2回が処方され、調剤・交付していた。患者は、自宅近くのA薬局で一般用医薬品のロキソニンSを頻りに購入していた。A薬局では、購入頻度が高いことから患者にお薬手帳の提示を求めたところ、医療用医薬品のロキソプロフェン錠60mgを服用していることを把握したため、患者の承諾を得て調剤・交付した当薬局に情報提供を行った。その後、患者にロキソプロフェン錠60mg 1回1錠1日2回が処方された際に当薬局から処方医に情報提供を行った結果、ロキソプロフェン錠60mg 1回1錠1日3回へ増量になった。患者へ投与量の変更を説明し、同成分である一般用医薬品のロキソニンSは服用しないよう伝え、A薬局へ投与量が増えたと報告した。

【推定される要因】

患者はロキソニンSを購入し服用していることを主治医に伝えていなかったと思われる。当薬局には患者の介助者が薬剤を受け取りに来ることが多かったため、一般用医薬品に関する聞き取りが不十分であった。

【薬局での取り組み】

患者本人への確認や薬剤交付後のフォローアップを行い、患者情報の収集を行っていく。



その他の情報

ロキソニンS（第一類医薬品）の添付文書（一部抜粋）
使用上の注意

- してはいけないこと（守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなります）
- 2. 本剤を服用している間は、次のいずれの医薬品も服用しないで下さい。
他の解熱鎮痛薬、かぜ薬、鎮静薬



事例のポイント

- 医療用医薬品を使用している患者が一般用医薬品を併用する可能性があることを踏まえ、患者から、使用している一般用医薬品や摂取している健康食品・サプリメントなどの情報を定期的に収集する必要がある。
- 患者は複数の薬局を利用することがあるため、お薬手帳の活用は薬剤の重複や相互作用を防ぐために有用であり、調剤時だけでなく一般用医薬品などの販売時にも活用することが重要である。
- 患者に対しては、医療機関での治療中に一般用医薬品等を使用する際は薬剤の重複や相互作用などに注意する必要があることから、一般用医薬品や健康食品・サプリメントの使用の可否について主治医や薬剤師に相談するよう説明しておくことが望ましい。
- 本事例は、複数の薬局を利用している患者に対し、お薬手帳の活用により薬局間で積極的な情報共有が行われ、患者の薬物療法の適正化につながった事例である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通）FAX：03-5217-0253（直通）
<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。